

第 2 次香美市振興計画後期基本計画 策定方針



令和 3 年 5 月

企画財政課

1. 基本計画策定の趣旨

振興計画は、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために実施する施策や事業の体系と内容を示したものである。

平成 23 年の地方自治法の一部改正により、市町村の基本構想策定義務は廃止されたが、本市では、市民、市民団体、事業者及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働してまちづくりを進めていくための基本的な指針として、振興計画は必要不可欠であるとの考え方から、引き続き振興計画を策定してきた。

現行の第 2 次振興計画前期基本計画は、平成 29 年度からの 5 力年を計画期間としており、令和 3 年度をもって終了することから、引き続き、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるために、令和 4 年度からの 5 か年を計画期間とする「後期基本計画」を策定するものである。

2. 計画策定の視点

(1) 現行の基本構想に沿った計画の策定

基本構想については、本市をとりまく社会経済情勢の変化に合わせて内容を検証するが、まちづくりの基本理念や将来像については、現在においても変わらないことから、現行の基本構想を維持することを前提とする。

(2) 実効性のある計画の策定

ア) 現状把握と課題の明確化

後期基本計画策定の前提となる市の現状や課題について、前期基本計画の中間評価を踏まえるとともに、各種統計資料をもとに、課題の明確化を図る。

イ) 施策の達成状況を踏まえ事業設定

市民にも職員にもわかりやすい計画にするとともに、施策の有効性等を適正に評価し、前期基本計画に掲げた施策の達成状況を踏まえ、施策の内容等を策定する。

(3) 持続可能な行財政運営を推進する計画の策定

ア) 重点事業の推進

昨今の厳しい行財政環境のもとでは、行財政資源の配分の重点化を図ることが必要であることから、施策を重点的、優先的に取り組むことが効果的と考えられる重点事業を推進する。

イ) 施策や事業の見直し

後期基本計画に掲げる施策や事業の検討に際しては、前期基本計画に掲げた施策や事業の成果や課題を踏まえるとともに、限られた行財政資源の中で、多様化し拡大する行政需要に対応し、かつ持続可能な行財政運営を図るために、SDGs、Society5.0 などの新たな視点を取り入れつつ、必要な見直しを行う。

(4) 自助、共助、公助の役割分担の実践

それぞれの立場を理解し合い、お互いの得意分野を活かし、計画実現のため、地域における公共的課題の解決については、個人ができるることは自ら行う「自助」、できないことは周りの人々や地域で活動する団体などで協力して行う「共助」、自助、共助では足りない場合は行政などとの連携によって行う「公助」による役割分担を明確にし、進めていく。

(5) 総合戦略を取り込んだ計画の策定

人口減少対策については、後期基本計画に先行して策定された「香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合を図る。

(6) SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から平成42年（2030年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を総合的に解決することの重要性が示されている。

本市においても世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図る。



3. 計画の構成と期間

振興計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3階層で構成しています。

(1) 基本構想

基本構想は、本市の将来の姿及びまちづくりを実現していく諸施策の基調や方向性、施策の大綱を示すものです。

計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間としています。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、行政部門ごとの施策を体系化する計画とし、施策の基本方向、主要施策等を示すものです。

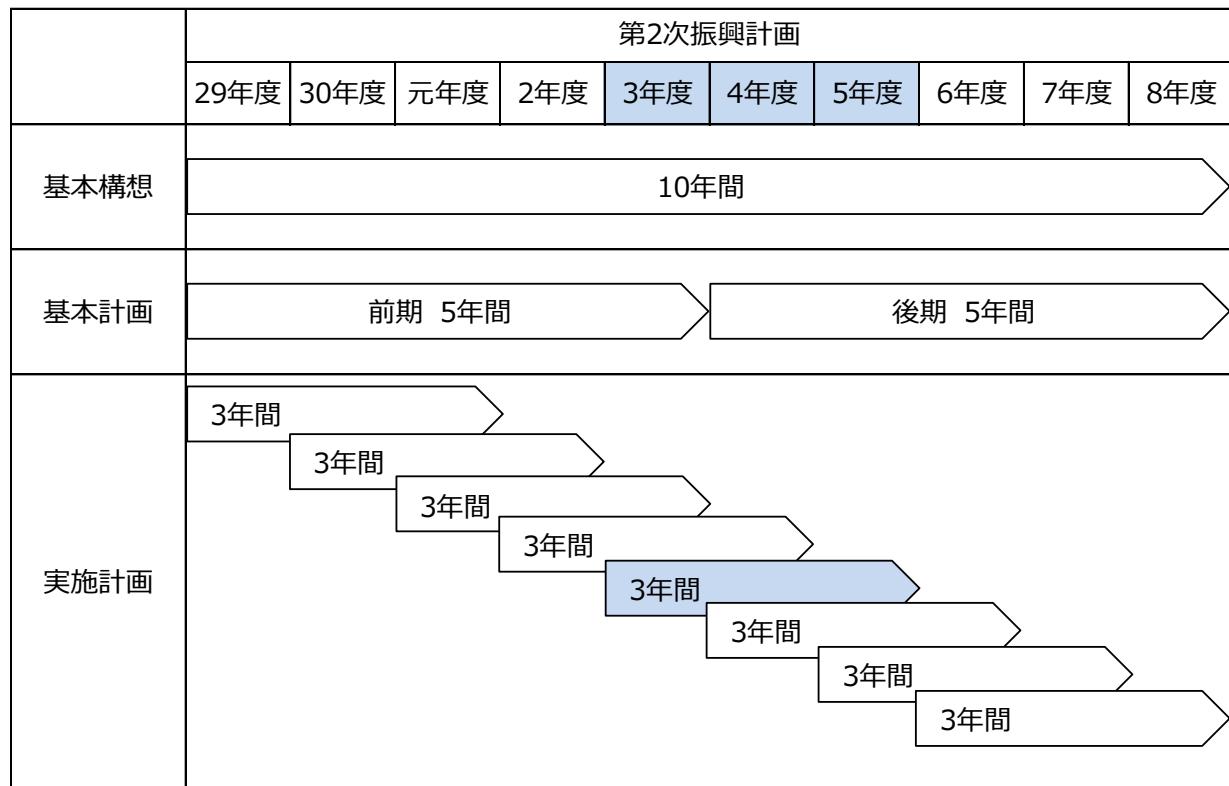
今回は第2次振興計画前期計画の進捗状況、目標達成度を検証したうえで、基本計画の見直しを行います。

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間としています。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に掲げる施策を実現するために実施する事業などを財源とともに具体的に示すものです。

計画期間は3年とし、予算の裏付けをしながら毎年度ローリングし、見直しをしていきます。



4. 策定体制

(1) 庁内体制

ア. 香美市振興計画策定本部

同計画策定における庁内の最高意思決定機関として、基本構想及び基本計画の素案、原案、答申案の内容調整を行ない、審議会に提出する素案、原案、答申案を最終的に取りまとめる。構成員は本部長(副市長)、副本部長(教育長)、支所長、教育次長、課長等とする。

イ. 香美市振興計画専門委員会

基本計画の素案、原案、答申案の検討と修正及び関連資料の作成。「策定本部会」に諮る前に調整する。また、各項目を集中的に検討するために、専門委員会の中に6つの専門部会を置く。

構成員は各課の代表(班長、係長等)

NO	部会名	検討内容	人数
1	建設部会	都市計画、市道等の整備、公共交通等	5人程度
2	環境部会	消防、防災、水道、汚水、環境等	5人程度
3	健康福祉部会	福祉、保健、医療等	5人程度
4	産業部会	農業、林業、商工、観光等	5人程度
5	教育部会	子育て、教育、人権等	5人程度
6	行政まちづくり部会	行革、市民との協働等	5人程度

(2) 市民参画

ア. 審議会への諮問

後期基本計画について、振興計画審議会に諮問し、答申を求める。

イ. パブリックコメントの実施

後期基本計画案を公表し、広く市民から意見などを求める。

ウ. 市民アンケートの実施

中学2年生全員、高知工科大学学生と18才以上の市民を無作為に抽出したアンケート調査を実施します。この調査では、振興計画の各施策の満足度等を分析し、前回調査との比較検討を行い計画策定の基礎資料とします。

(3) 事務局

企画財政課が事務局となり、策定本部、専門委員会及び審議会等の庶務を処理するとともに、総合的な調整を行う。

5. 諸計画との関係

(1) 各分野別計画との関係

各種の施策や事業を推進するため、個別の分野別計画がそれぞれ策定されていることから、これらの計画との整合性が保たれるよう、調整を図る。

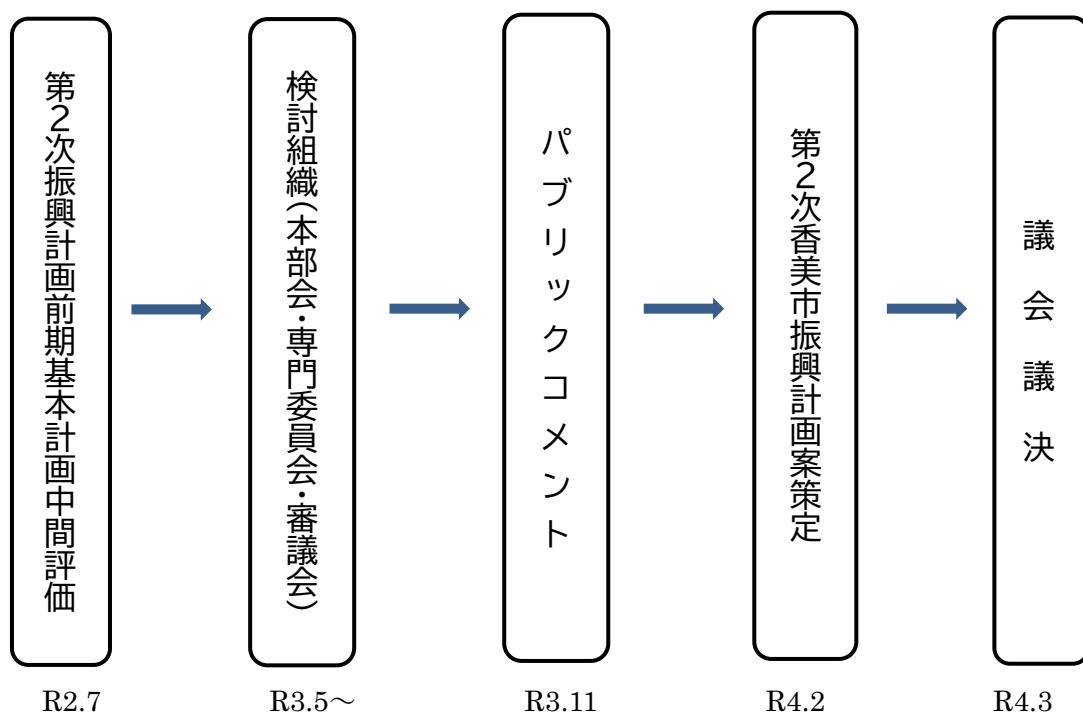
(2) 国、県及び他の自治体等の計画との関係

国、県、一部事務組合、広域連合等の計画のうち、当市に関係する施策が位置づけられているものについては、これらと整合性を図る。

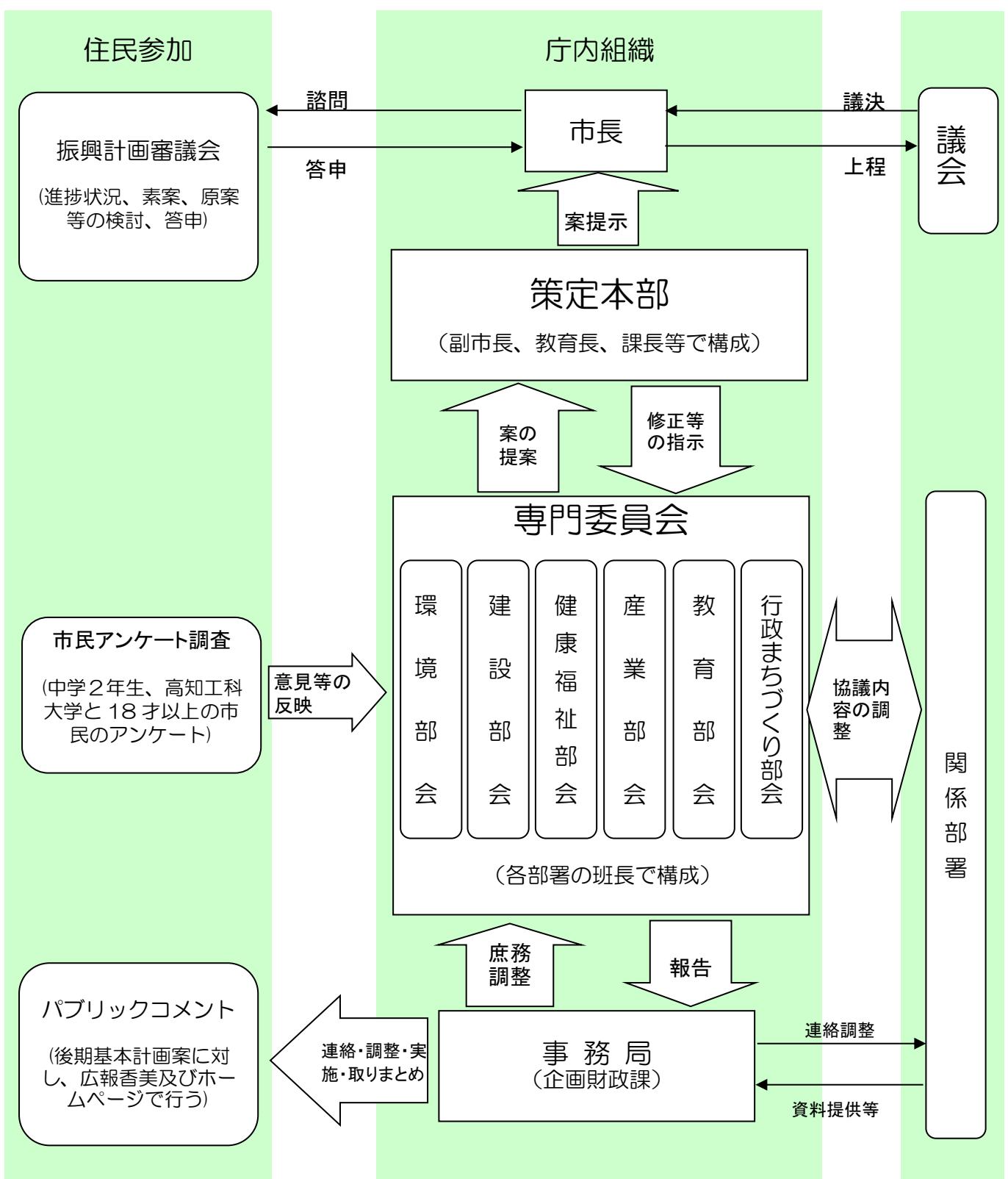
6. 市議会との関係

後期基本計画は議決をするため、適宜、策定状況を市議会に報告し、その意見等も踏まえて計画を策定する。

7. スケジュール



8. 体制図



9. 計画書の構成

本計画は、基本構想に示した政策の目的を達成するための手段である「施策」の計画内容を示すものです。26の政策は67の施策によって支えられています。この「施策」内容を示したもののが「後期基本計画書」であり、「現状と課題」、「基本的方向」、「施策の内容」で整理し、計画期間中に取り組む内容を明らかにしています。

政策1 計画的な土地利用の推進

施策1 将来都市像の実現に向けた計画的な土地利用の推進

現状と課題

本市は、街（市街地）、里（集落）、工業団地、観光地等が広い市域に点在しています。「進化する自然共生文化都市」の実現に向けて、地域ごとの特性や機能を活かしながら、先進的でバランスのとれた土地利用を図っていくことが必要です。

人口の減少や高齢化が進む中、共に支えあい進化する自然共生文化都市を目指すためには、美しく豊かな自然環境を保ちながら、資源や立地条件等を活かした、定住・交流人口の増加、産業が育ち、継続できるよう土地利用を図ることも必要です。

基本的方向

将来都市像の実現に向け「基本構想」で掲げた「都市機能」の実現を目指します。

高知広域都市計画区域マスターplanの区域区分を維持しつつも、市街化調整区域の土地利用については、地域の実情に合った規制緩和を検討します。

既存の市街地及びその周辺は、本市の賑わいを象徴する「定住・交流促進重点エリア」として整備し、定住促進を図ります。

その他の地域についても、既存の集落や観光地等の特性を活かし、地域住民の意向を踏まえて、重点的に定住・交流を促進するエリアを形成し、定住促進を図ります。

産官学民労言等の協働のもと、地域の自然や既存の土地利用との調和に配慮しながら、市街地形成や産業立地等を模索する等、新しいまちづくり手法の導入を図り、将来都市像の実現を目指します。

施策の内容

(1) 土地利用構想の円滑な推進

基本的方向に掲げた土地利用構想の推進を図るとともに、関係する計画の広報に努めます。

(2) 新しいまちづくり手法の導入

産官学民労言等の協働のもと、地域の自然や既存の土地利用との調和に配慮しながら、市街地形成や産業立地等を計画的に推進します。

10. 政策施策体系図

進化する自然共生文化都市・香美市





10. 施策の体系図とSDGsの関係性

基本方針	政策	施策	1	2	3	4	5	6
1.まちのかたちを創る	1.計画的な土地利用の推進	1.まちの活力を拓く土地利用の推進 2.広い市域のマネジメント体制の構築						
		3.賑わいのある市街地の整備 4.魅力的な住環境の整備 5.多様な住宅等の供給						
	2.市街地や集落の整備	6.基幹交通路の整備 7.暮らしを支える道路網の整備						
		8.公共交通手段の維持・充実 9.交通ターミナルの整備と活用 10.情報通信インフラの整備と活用						
	3.交流・生活基盤の整備	11.香美市らしい景観形成						
	4.都市イメージの形成	12.災害対策の充実 13.消防・救急体制の充実						○
		14.地域防災体制の確立 15.交通安全・防犯対策の充実	○	○				
2.みどりを保つ	5.安全・安心なまちづくり	16.自然資源の保全 17.自然環境の多様な魅力の活用						○
	6.自然資源の保全と活用の推進	18.水資源の安定的な確保と利用 19.汚水対策の推進と河川の水質保全		○				○
		20.ごみ・し尿の適正な処理 21.地球環境保全の推進		○				○
3.やすらぎを守る	9.支えあいのまちづくり	22.長寿社会を支える体制づくり 23.地域福祉の推進 24.みんなにやさしいまちづくりの推進	○	○				
		25.健康づくりの支援 26.医療体制の充実	○	○				
	10.保健、医療の充実	27.介護予防の推進 28.安心介護の推進		○				
		29.地域ぐるみの支え合い体制の充実		○				
	11.高齢者福祉の充実	30.障害者福祉の充実	○	○	○			
		31.シティセールスの推進 32.多様な地域間交流の推進						
	12.障害者福祉の充実	33.特産物のブランド維持向上と多様な販路確保 34.農業の担い手・後継者の確保と育成 35.農業基盤等の充実 36.林業の振興 37.第一次産業の多面的な振興						○
		38.地場産業の振興 39.商店街の活性化 40.新たな商工業の発展機会の創出						○
4.賑わいを興す	13.交流によるまちづくりの推進	41.観光魅力の発掘・再生・創造 42.観光交流の受け皿づくり 43.観光情報の充実						
		44.各産業の連携による地域産業の魅力の増進 45.多様な就業機会の確保	○	○	○			
	14.農林業の振興	46.保育サービスの充実 47.総合的な子育て支援体制の確立	○	○	○			
		48.豊かな教育を支える環境の充実 49.個性を活かした就学前教育・学校教育の充実 50.青少年を育む地域づくり			○			
	15.商工業の振興	51.生涯学習活動の魅力向上 52.生涯スポーツ活動の魅力向上 53.気軽に参加できる環境の充実		○	○			
		54.人権教育・啓発等の推進 55.男女共同参画社会に向けた体制の確立			○	○		
	16.観光の振興	56.文化財保護の推進 57.伝統文化の継承、育成			○			
		58.芸術・芸能・文化等の振興			○			
5.未来を拓く	17.地域産業の振興と就業機会確保の総合的な推進	59.合理的、効率的な行政サービスの推進 60.広域行政の推進					○	
		61.行政職員の資質向上 62.適正な職員配置の推進					○	
	18.子育て支援の充実	63.市民の参画機会の拡充 64.地域や市民が主体となったまちづくり活動への支援					○	
		65.地域交流拠点としての充実 66.地域産業振興の連携			○		○	
	19.未来を拓く子どもの育成	67.教育機会での連携			○			
	20.心豊かな生涯学習・生涯スポーツ活動の振興							
6.みんなで	21.人権尊重の地域づくりの推進							
	22.地域文化の保護・継承と創造							
	23.合理的、効率的行政運営の推進						○	
							○	
	24.行政職員の資質向上と適正配置						○	
							○	
	25.市民と共に歩むまちづくりの推進						○	
	26.高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進							

